

## ケアハウス香照苑利用料金(月額)

前年度収入金額(単位=円)	事務費	管理費	生活費	冬季加算	月額合計
1 1,500,000以下	10,100	39,800	46,940	2,160	99,000
2 1,500,001～1,600,000	13,100	39,800	46,940	2,160	102,000
3 1,600,001～1,700,000	16,100	39,800	46,940	2,160	105,000
4 1,700,001～1,800,000	19,200	39,800	46,940	2,160	108,100
5 1,800,001～1,900,000	22,300	39,800	46,940	2,160	111,200
6 1,900,001～2,000,000	25,400	39,800	46,940	2,160	114,300
7 2,000,001～2,100,000	30,400	39,800	46,940	2,160	119,300
8 2,100,001～2,200,000	35,500	39,800	46,940	2,160	124,400
9 2,200,001～2,300,000	40,600	39,800	46,940	2,160	129,500
10 2,300,001～2,400,000	45,700	39,800	46,940	2,160	134,600
11 2,400,001～2,500,000	50,800	39,800	46,940	2,160	139,700
12 2,500,001～2,600,000	57,800	39,800	46,940	2,160	146,700
13 2,600,001～2,700,000	65,000	39,800	46,940	2,160	153,900
14 2,700,001～2,800,000	72,100	39,800	46,940	2,160	161,000
15 2,800,001～2,900,000	79,300	39,800	46,940	2,160	168,200
16 2,900,001～3,000,000	86,400	39,800	46,940	2,160	175,300
17 3,000,001～3,100,000	93,500	39,800	46,940	2,160	182,400
18 3,100,001以上	全額	39,800	46,940	2,160	182,400

※「事務費」については、個人の前年度収入に応じて国からの助成があり、上記1～18階層に区分され負担が異なります。

※「事務費、生活費、暖房費」については、国の基準で定められており、基準改定の都度ご負担いただく「事務費、生活費、暖房費」も改定されます。

※「前年度収入」とは、個々人の前年度収入総額から租税、健康保険料(年金保険料、介護保険料を含む)及び医療費等を控除した後の収入をいいます。

※「前年度収入」を明らかにする「所得証明」を提出していただきます。

※ 前年度収入総額から控除される租税(県・市民税)納付書、健康保険料・介護保険料の納付書 公的年金の源泉徴収書、医療費の領収書も合わせて提出していただきます。

※「暖房費」については、毎年11月～3月(暖房費)のみご負担いただきます。(食堂ホール、廊下など共有の場所)

※ 上記料料金(月額料金)の他、各居室で使用される水道・電気・電話等の公共料金につきましては、別途実費料金をご負担いただきます。